記録

文書番号	SCJ 第 2 0 期 - 2 0 0 7 2 8 - 2 0 3 7 0 7 0 0 - 0 0 4
委員会等名	日本学術会議経済学委員会 政府統計・社会統計情報基盤整備分科会
標題	政府統計の改革の更なる進展に向けて ―基本計画作成に当たっての提言―
作成日	平成20年(2008年)8月5日

[※] 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この記録は、日本学術会議政府統計・社会統計情報基盤分科会の審議結果を 取りまとめ公表するものである。

日本学術会議政府統計 · 社会統計情報基盤分科会

委 員 長 廣松 毅 (連携会員) 東京大学大学院総合文化研究科教授

副委員長 国友 直人 (連携会員) 東京大学大学院経済学研究科教授

幹 事 小林 正人 (連携会員) 横浜国立大学国際社会学研究科教授

阿藤 誠 (連携会員) 早稲田大学人間科学学術院特任教授

清水 雅彦 (連携会員) 慶應義塾大学経済学部教授、産業研

究所所長

竹村 彰通 (連携会員) 東京大学情報理工学系研究科教授

橘木 俊昭 (第一部会員) 同志社大学経済学部教授

樋口 美雄 (第一部会員) 慶應義塾大学商学部教授

藤原 静雄 (特任連携会員) 筑波大学法科大学院教授

堀江 正弘 (特任連携会員) 政策研究大学院大学教授

本多 佑三 (連 携 会 員) 大阪大学大学院経済学研究科教授、

研究科長

美添 泰人 (連携会員) 青山学院大学経済学部教授

吉野 諒三 (連携会員) 大学共同利用機関法人情報・システ

ム研究機構統計数理研究所教授

記録の作成にあたり、以下の方にご協力いただきました。

山本 拓 (連携会員) 一橋大学大学院経済学研究科教授

目 次

1	はじめに:変革期にある政府統計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	政府統計の意義と改革の進展に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	統計の体系的整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	統計調査が直面している課題と民間開放への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	統計データの利活用の高度化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	統計分野における専門性の高い人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	学際的な連携の可能性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 はじめに:変革期にある政府統計

政府統計に関して、時代の変化や社会のニーズに的確に対応していくため、 これまでにもその改革を目指した多くの議論がなされてきており、日本学術 会議においても数次にわたり提言を行ってきた。

2007年5月、内閣府「統計制度改革検討委員会」及び総務省「統計法制度 に関する研究会」の提言を具体化する形で成立した新たな統計法は、戦後再 建されて以来60年振りの統計制度の抜本的改革であり、これまでの議論が結 実したものとして評価できる。

しかし、法改正はいわば「器」の整備であって、中身は、これから新たな制度をいかに活かしていくかにかかっている。現在の気運を後退させることなく、個々の具体策に結びつけていくよう、アカデミズムの注視・提言が重要である。

このため新たな統計法の成立にともない統計委員会が発足し基本計画の作成作業が開始されたことを契機に、学術の視点から、改革の更なる進展に向けて、現時点で特に検討が求められる点などを中心に具体的提言をしたい。

2 政府統計の意義と改革の進展に向けた課題

(1) 統計法改正の意義

政府統計、特に基幹的な統計は、国・地方の政策立案や政策評価、国民・ 事業者の合理的な意思決定、学術研究などに不可欠であり、社会にとって 重要な情報基盤である。

昨年成立した新たな統計法案は、政府のみならず公的機関が作成する統計(以下、これを公的統計という)を、単に行政のためのものではなくて、このような「社会の情報基盤としての統計」として位置付けるという基本的認識に基づき、現行の統計法を全部改正(統計報告調整法を廃止)し、統計調査によって作成される統計のみならず、加工統計や業務統計を含め公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編するものである。このような趣旨は目的や基本理念の規定に反映されている。

その上で、公的統計の体系的整備のため基本的計画を策定すること、統計データの二次利用を促進すること、基本計画案の調査審議等を行う新たな統計委員会を設置すること等の内容が盛り込まれている。このように、今回の法改正はこれまでの政府統計の改革に向けた議論に沿った内容が相当程度実現したものといえる。

(2) 改革の更なる進展に向けた課題

法改正の実現は大きな前進ではあるとはいえ、統計の体系的整備や統計 データの二次利用促進といった改革の成果の実現は、制度の更なる具体化 や運用に向けた今後の努力にかかっている。

現時点で、特に検討が求められる課題としては、以下のようなものが挙

げられる。

- ①統計の体系的整備
- ②統計調査が直面している課題と民間開放への対応
- ③統計データの利活用の高度化
- ④統計分野における専門性の高い人材の育成 以下では、学界に求められる役割にも留意しつつ、これらの課題について述べる。

3 統計の体系的整備

社会の情報基盤である公的統計は、経済社会の変化に対応して、これまで整備が十分でなかった分野の実態も把握できるようなバランスのとれたものとしていく必要がある。

その際には、一次統計と加工統計とを含めて統計の体系化を図ることや、 府省横断的な分野での個別統計間の統一性・整合性を欠かさないように調整 するといったことが求められる。新たな統計法の下での「司令塔」機能を活 用して、統計の体系的整備について具体的検討が進められることを期待した い。

このような統計整備を推進するため、統計体系でどの分野が不足しているのか、あるいは、個別統計で具体的にどのような点を改善すべきか、といった点について、利用者のニーズが反映されるよう努力していく必要がある。 行政からの求めに応じて学界としての知見を提供するなど、日本学術会議の機能を活用して公的統計の発展に貢献していくことも考えられる。

4 統計調査が直面している課題と民間開放への対応

(1) 統計調査が直面している課題

業務統計、加工統計を含めた統計の体系化や行政記録の活用等の取組が進められていくとしても、基幹的な統計のデータは、統計調査に多くを負うものであり、統計調査の質の維持・向上を図ることは極めて重要である。近年、統計調査は以下のような課題に直面している。

①各種リソースの制約

累次の行財政改革において公的統計の整備に係る予算、人員等の各種 リソースは合理化が進められてきたが、現在の厳しい行財政事情の下で、 更なる合理化が求められている。

高い回収率や正確な記入が必要な指定統計調査で現場を支えてきた 統計調査員についても高齢化の進展や確保困難化の傾向が指摘されて いる。

このような状況の下で、合理化・効率化の一環として統計関連業務の 民間開放等も検討されている。

②調査環境の変化

我が国の統計体系では、いわゆる調査統計が重要な部分を担っているものの、個人情報保護についての国民の意識の高まりやライフスタイルの多様化を背景として、調査対象となる国民や事業者の理解と協力を得る上での困難は、徐々に増大する傾向がある。

このような現状の下で、重要な統計調査の質が低下し、社会の情報基盤としての機能が損なわれる事態を避けることは喫緊の課題となっている。

(2) 求められる対応の方向性

上記の課題に対応していく上でも、まずは、新たな統計法の下での「司令塔」機能を活用して、統計の体系的整備を進めることで、重複排除や調査内容の見直し等の効率化を図ることが重要である。

また、調査環境の変化に対応して、調査対象側の事情に配慮した調査方法の多様化を図ることも有益であろう。こうした調査方法の見直しは、結果的に統計調査員が担う業務の重点化・効率化といった成果につながることも考えられる。

さらに、統計調査員など、実際に調査する段階の人材の確保・育成方策 を真剣に考えていく必要がある。現在、調査の現場で重要な統計の質を支 えている統計調査員の努力は貴重であり、大切にしていかなければならな い。

他方、公務員の削減や統計調査員の高齢化といった現状の下、統計調査員が担い得る業務量にも制約がある。国が責任を負うべき部分を明確化した上で、当該業務を担う統計調査員等の人材育成方策を講じていくといった取組が求められる。

(3) 統計調査の民間開放

統計調査の民間開放も、合理化・効率化の一つの方法として検討されている。確かに、承認統計等では民間事業者が広く活用されているが、基幹的な統計調査、特に調査員調査の民間開放については、日本学術会議や関係学会の提言においても様々な問題点が指摘されており、慎重な対応が求められる。

統計調査の効率化は、(2)で述べたような様々な方法で進めることが可能である。

現状では、安定的に信頼性の高い統計調査を受託し得る民間事業者は十分に育っていないことも考え合わせると、統計調査の民間開放については、 当面、郵送調査や承認統計などから実施し、その実施結果などを検証しな がら、着実に取組を広げていくことが現実的といえる。

その際にも、民間事業者の調査実施能力を確認し、不十分な事業者は委託先対象から外すべきである

5 統計データの利活用の高度化

(1) ミクロデータの活用

社会の情報基盤である公的統計のデータは、学術研究や政策評価等に幅 広く活用できるよう、多様な形態で利用しやすく提供することが必要であ る。

特に、これまでの日本学術会議の提言においても指摘しているように、 我が国においては海外で進んでいるミクロデータの活用が課題である。ミ クロデータの活用により、既存の集計表では得られなかった貴重な情報や 学術的成果が期待できる。海外では、オーダーメード集計、匿名データ、 オンサイト利用の方式で、ミクロデータの提供を行っている。ミクロデー タを提供する運用体制を構築し、新たな統計法の施行とともに、提供を開 始できるようにするべきである。

この点で、新たな統計法において統計データの二次的利用に係る制度的枠組が整備されたことは画期的な意義を有するとはいえ、データアーカイブの実現や二次的利用に際しての各種ルールの整備、必要となる人員や予算の手当てなど、制度の活用に向けてはなお多くの課題が残されており、引き続き注視が必要である。

(2) データアーカイブの必要性

新たな統計法の規定には明記されていないが、ミクロデータの利用促進のためには、標本抽出・調査・製表の方法等を含め、デジタル化した統計データを保管・整備し、利用者に提供していく基盤を備えたデータアーカイブを構築する必要がある。

例えば、独立行政法人など、データ・クリーニングに係る知見を蓄積した機関において、データアーカイブ機能の充実が図られ、秘密の保護を徹底しつつ、迅速・適切なサービスが提供されることを期待したい。

(3) 研究成果とその利用

統計データの二次的利用が進んでいく中で、研究者によって既存の統計や統計調査の改善点が見出されることも増えていくと思われる。統計作成機関は利用者との積極的なコミュニケーションを通じて、統計や統計調査の改善を図っていくべきである。

また、統計データの二次的利用については、そのメリットや必要性がなお十分に国民から理解されているとは言いがたい。学術研究等でどのような取組が可能となるのかといった具体的メリットを、学界としてもアピールしていく必要がある。

研究者の多くは、今までミクロデータを利用できる機会がなかったため 公的統計におけるデータの特徴等の知識が不十分である。このため、研究 者に指導・支援するといった取組も必要と考えられる。

6 統計分野における専門性の高い人材の育成

(1) 国の統計部局における人材育成

上述のような様々な取組を進めていく中で、専門性の高い人材の育成は 共通的な課題である。

国の統計部局においては、国際的な役割を担えるような専門性の高い人材が不足している。我が国の人材が世界の潮流についていけないような事態を避けなければならない。単独の府省のみでは難しくとも、府省横断的な人事交流を行うことや、専門性の高いポストを創設し、任期をある程度長くすることなどで、統計を主たるキャリアパスとする専門的な人材を育成することが可能となるのではないか。

統計調整・審査機関、一次統計作成機関、加工統計作成機関、実施機関などの様々な統計関係部局を経験することで、それぞれの専門性を身につけた視野の広い人材が育成できる。また、そうした人材から、それぞれの専門的な情報や経験が組織に還元されれば、組織として得るところも大きいと思われる。

留学制度を活用して、専門性を高めていくことや、学界と行政との人事 交流を行っていくことも有効である。

(2) 地方公共団体職員、統計調査員の育成等

地方公共団体においても、短期間の人事ローテーションによって、統計に習熟した職員が育成しにくくなっているように見受けられる。統計分野を中心とした人事ローテーションが難しくなっているとすれば、統計職員に対して研修を受けられる機会を十分に確保するとともに、研修の内容についても充実させていくことが従前以上に重要である。

統計調査員についても、調査環境の変化から業務遂行の困難さが高まる一方で、高齢化などにより調査員の担い手が減少している現状がある。研修の充実や社会調査士などの資格を有する者の活用など、幅広い検討が必要である。

(3) 政府統計の研究開発・高度化・国際化への方策

国際的にも情報発信が可能となるような政府統計に関する研究・教育・ 実務体制の構築が急務であり、当然にも大学院レベルの研究・教育の体制 も不可欠である。

米国やヨーロッパの主要国は言うに及ばず、韓国・中国といったアジア諸国でも統計学分野での大学院教育は広範に存在している。我が国は統計・統計学分野では例外的にこうした大学院(修士レベル以上)での教育組織が系統的に存在していないため、先進国としては極めて遅ればせではあるが、例えば専門職大学院という研究・高等教育機関を政府部局外に新設することにより早急に体制を整えることが望ましい。この間、国際的な政府統計の議論での潮流としても統計学分野など関連分野での修士程度の

素養を持つことは常識化していることにも対応すること、政府統計における教育水準の高度化に対処することは急務である。

大学院レベルでの新しい研究・教育体制の整備なしには、例えば国会両院での付帯決議6(平成19年5月15日)の内容を適切に実現することは極めて困難であると考える。学術会議の関係者は必要であればこうした将来に向けた研究・教育の体制の実現に向けて、例えば文科・理科などの分野を超えた横断的協力など、最大限に努力する用意がある。

7 学際的な連携の可能性

以上のような公的統計において検討が求められる課題は、他の学術分野・ 行政分野における課題と共通する面もある。例えば、調査環境変化への対応 は、統計調査のみではなく社会調査においても課題となっている。また、客 観的なデータの取扱いを重視する教育・研修の充実や人材育成は、政策評価 などにおいても必要な課題である。

今後、公的統計における課題を更に検討していく際には、こうした分野と 連携して学際的な検討や意見交換を行っていくことも有益であると考えられ る。